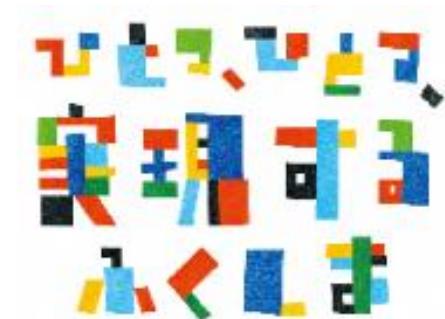
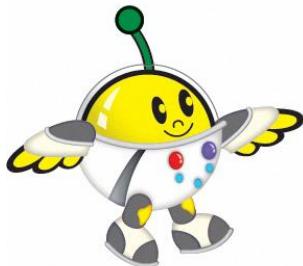

地域復興実用化開発等促進事業 公募説明資料

福島県 商工労働部 産業振興課
(令和7年度)



目次

- P.4 事業の目的
- P.5 事業の要件
- P.23 補助率、補助上限額
- P.26 補助対象経費
- P.36 評価項目
- P.39 今後について
- P.48 留意事項
- P.57 昨年度からの変更点

福島イノベーション・コスト構想推進施設整備等補助金 (地域復興実用化開発等促進事業)

令和7年度予算案額 45億円（45億円）

事業目的・概要

事業目的

福島イノベーション・コスト構想の実現に向け、福島県浜通り地域等において、ロボット技術をはじめエネルギー・農業など多岐にわたる先端分野の地域復興に資する実用化開発を促進し、これら先端分野の課題の解決に向けて開発された技術や人材により、福島県浜通り地域の産業復興を支える新技術・新産業の創出を目的とする。

事業概要

福島県浜通り地域等において、国内外の研究者、技術者、企業等の英知を結集するためにも、共同で研究を行い、イノベーションを創出する環境を整備していくことが必要。

また、廃炉や被災地域の復興を円滑に進めていくためには、福島県浜通り地域等の産業復興を支える新技術や新産業創出の原動力となるロボット技術やエネルギー、農業分野など多岐にわたる先進分野の課題の解決に向けた技術開発等が求められている。

そのため、福島イノベーション・コスト構想の重点6分野(*1)について、福島県浜通り地域等において地元企業又は地元企業と連携する企業が実施する実用化開発等の費用を支援する。また、「自治体連携推進枠」により、自治体(*2)と連携して実施する事業を重点支援する。

*1 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

*2 福島イノベーション・コスト構想に位置付けられた浜通り地域等の15市町村に限る

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）一般枠



（2）自治体連携推進枠



成果目標

短期的には福島県浜通り地域等の企業による実用化開発事業の累計事業化件数200件を目指す。

長期的には補助金を活用した事業の福島県内の事業活動による累計売上高3,900億円を目指す。

1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る。

1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

2 事業の要件（定義）

● 福島イノベーション・コスト構想

- 福島イノベーション・コスト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指すものです。廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野におけるプロジェクトの具体化を進めるとともに、産業集積や人材育成、交流人口の拡大等を取り組んでいます。

1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の**重点分野**について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

● 重点分野【補助対象分野】

1. 廃炉
2. ロボット・ドローン
3. エネルギー・環境・リサイクル
4. 農林水産業
5. 医療関連
6. 航空宇宙

1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

● 福島県浜通り地域等 【補助対象地域】

- “いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村”の15市町村
- ✓ 避難指示を受けた被災12市町村に、
いわき市、相馬市、新地町を加えた地域が対象です。

1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

● 地元企業等 【補助事業者】

- 福島県浜通り地域等に拠点が所在する法人格を有する以下の団体等
 - ◆ 本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業
 - ◆ 国立研究開発法人である研究所、大学、高専
 - ◆ 農業協同組合その他の団体
- ✓ 単独で本事業への提案が可能です。
- ✓ 個人事業者は対象になりません。

1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

● 地元企業等との連携 【補助事業者】

- 地元企業等と連携する企業
 - ✓ 企業に限るものとします。
 - ✓ 事業は地元企業等が主となるようにしてください。

1 事業の目的

- 福島イノベーション・コスト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る

● 実用化開発等【補助対象】

- 原則として、浜通り地域等において実施される重点分野に係る研究開発や実証など実用化・事業化に向けた取組。

- ✓ 製品開発に限らず、製品等を構成する部品や要素技術なども対象です。
- ✓ 基礎研究や可能性調査は、対象外です。
- ✓ 原則、売上を上げることは認められません。
 - なお、有償実証を実施する場合は、P.33-35を確認してください。



ポイント①

- 地元企業等の判断は、どの様に行われるのか？

➤原則、登記により、浜通り地域等の拠点であるか確認します。

- ✓ 実用化開発等が可能な拠点であるか、併せて確認します。
- ✓ 会社の規則等により、登記事項証明書を提出できない場合、その理由書及び拠点の外観・施設内の写真により認められる場合があります。



ポイント②

- 今後、福島県浜通り地域等に拠点を設ける場合、地元企業等として認められるのか？
 - 原則、交付提案（交付提案書の提出）までに拠点を整備する必要があります。
 - ✓ ポイント①のとおり、登記等が必要です。
 - ✓ 福島ロボットテストフィールドやインキュベーション施設等への入居を予定している場合は、その旨を交付提案書に記載することで認められる場合があります。



ポイント③

- 福島県浜通り地域等に立地する研究開発拠点等を活用する場合、地元企業等として認められるのか？
 - 一定期間、継続的に利用する場合は、認められる場合があります。
 - ✓ 例）福島ロボットテストフィールド研究棟の「研究室」に入居し、研究開発を行う場合



ポイント④

- 震災により、福島県浜通り地域外へ移転しているが、地元企業等として認められるのか？
 - 認められません。
 - ✓ 福島県浜通り地域等に登記や生産拠点等が残っていても、従業員がおらず、実質的に、実用化開発等ができない場合は、認められません。
 - ✓ 交付提案までに再開し、その後実用化開発等を行う予定であれば、対象になります。



ポイント⑤

- 連携する地元企業等に、県の試験研究機関（ハイテクプラザ等）は含まれるか？
 - 含まれません。ただし、委託先としての参画は可能です。
 - ✓ 国立研究開発法人の研究所や大学、高専は、地元要件を満たせば地元企業等になります。また、委託先になることも可能です。
 - ✓ 委託先とする場合、委託費は直接経費の30%以下であることに留意ください。



ポイント⑥

- 連携して実施する場合、
どの様に提案すればよいのか？

➤個々に交付提案いただきますが、提案内容は連携各社で同一とする必要があります。

- ✓ 連携体全体としての計画と担当分の計画を提案書に示していただきます。
- ✓ 事業計画名は連携体で統一してください。
- ✓ 交付決定や補助金の支払いは個々に行います。
- ✓ 実績報告等は個々に行っていただきますが、記載内容は連携各社で同一とする必要があります。



ポイント⑦

- 福島県浜通り地域以外での実用化開発等は認められるのか？
 - 原則、福島県浜通り地域等で実施いただく必要があります。
 - 福島県浜通り地域等の産業復興に寄与するかどうかが、審査項目の1つです。この点を踏まえ判断されます。
 - ✓ 施設・設備等の設置場所は、より厳しく審査されます。



ポイント⑧

● 福島県浜通り地域等で実施とは？

➤ 次の“場所”が浜通り地域等である取組です。

- ✓ 施設工事費、機械設備費、調査設計費
 - 対象となる施設等が設置、納品又は移設される場所
- ✓ 人件費
 - 補助事業従事者が従事する場所
- ✓ 材料費等
 - 材料費が消費される場所
- ✓ 外注費、委託費
 - 外注先、委託先が実際に業務を実施する場所
- ✓ その他諸経費（旅費）
 - 出発地、用務地又は帰着地の場所

➤ 材料費等、外注費、委託費の発注先が浜通り地域内に立地する企業の場合も浜通り地域内で実施とみなします。



ポイント⑨

● 提案件数に上限はあるか。

- 新規提案の件数は、1事業者あたり1件まで（1分野のみ）とします。
- 継続提案（令和6年度採択事業者が同一事業計画（テーマ）で令和7年度に実施するもの）が採択されている場合は新規提案できません。

提案パターン	採択可否
継続1件のみを提案する場合	採択可能
継続提案で採択された企業が新規提案を行う場合	新規提案は採択不可
継続提案で不採択となった企業が新規提案を行う場合	採択可能
新規1件のみを提案する場合	採択可能
新規2件を提案する場合	1件のみ採択可能



ポイント⑩

● 複数年の実用化開発等は可能か？

➤ 3年間を上限として複数年計画による提案が可能です。

- ✓ 新規の方は令和9年度までの計画になります。

➤ ただし、毎年度、提案し審査を受ける必要があります。

- ✓ 每年度の進捗・成果を踏まえ審査を受けます。
仮に採択されたとしても、当該単年度分のみの採択となります。

- ✓ 令和8年度以降の募集実施及び要件が確定しているわけではありません。



ポイント⑪

● 自治体連携推進枠とは？

- 研究開発のさらなる加速化、迅速化、効率化と地元定着を促進するため、補助事業者と浜通り地域の自治体が連携する事業に対する重点的支援として、補助率をかさ上げする制度です。
- 自治体連携推進枠を活用して提案する場合には、当該自治体との連携協定書等を提出いただきます。
 - ※ 首長との取り交わしを確認することができる**自治体との連携協定書等の写し**を提出してください。
 - ※ 新たに自治体と連携事項を協議する場合、自治体において各種手続に係る期間が必要なため、十分な調整期間を確保ください。
 - ※ 交付提案書提出締切日までに締結済の連携協定書等の写しを提出できない場合は、自治体連携推進枠で申請することはできません。



ポイント⑫

● 自治体連携推進枠の審査ポイント

➤ 審査では下記3点の妥当性が判断されます。

1.自治体による協力内容の具体性

協力内容が具体的で、事業者の地元定着や自治体との連携促進を図る内容となっているか。

2.協力内容の実行可能性

各協力要素について、実施方法や目標が明確に示されているか。

3.自治体戦略や中長期的連携に資する公益性を有しているか

連携する自治体の中長期的な戦略に合致した連携となっているか。

➤ 連携協定書等があることだけで自治体連携推進枠での申請が認められるわけではなく、自治体が抱える課題解決にどのように寄与するのか等、地元裨益・定着に貢献するものであるかを確認します。

3 補助率、補助上限額

● 補助率

区分	地元企業等	地元企業等連携とする企業
中小企業	2／3 <u>(3／4※)</u>	2／3 <u>(3／4※)</u>
大企業	1／3 <u>(1／2※)</u>	1／3 <u>(1／2※)</u>

※連携協定書等に基づいて福島県浜通り地域の自治体と連携して事業を実施する企業等については（ ）内の補助率が適用されます。（自治体連携推進枠）

【中小企業の定義】

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下

注1) 国立研究開発法人である研究所、大学、高専は、“中小企業”とみなす。

注2) 農業協同組合など、農林水産業は、“その他の業種”とみなす。

注3) いわゆる“みなし大企業”は大企業の補助率が適用されます。

注4) 連携申請の場合、個々に中小企業・大企業の別を判断します。

3 補助率、補助上限額

● 補助率

- 次のいずれかに該当する中小企業は、みなしだ企業とし、大企業の補助率となります。
 - ✓ ①発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める者で、中小企業以外の者をいう。以下同じ。）が所有していること
 - ✓ ②発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
 - ✓ ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めていること
 - ✓ ④資本金または出資金が5億円以上の法人に直接または間接に100%の株式を保有されていること
 - ✓ ⑤交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていること

● 補助上限額

- 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とします。
- 補助上限額は、**1事業計画あたり7億円**(複数企業等による連携申請の場合、合計額)とします。
 - ✓ 複数年計画であっても、年度毎の額となります。
- 但し、採択された場合であっても、**予算の都合等**により申請書に記載された補助金額がそのまま認められず、補助金額が減額される場合があります。

4 補助対象経費

経費区分	内容
1 直接経費	①施設工事費 実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の整備又は改修に要する経費（土地の取得造成費、既存建物解体費、既存設備の撤去費、外構工事費その他施設本体に直接関係のない工事費を除く。）及び既存設備の移設に必要な経費（実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な既存設備であって、新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある設備の移設で、移設に係る経費が、既存設備と同じ設備を新たに導入するより経済的である場合に限る。）
	②機械設備費 実用化開発等に必要な機械装置（ソフトウェアを含む。）の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕等に必要な経費及び実用化開発等を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	③調査設計費 ①施設工事費、②機械設備費に係る調査費及び設計費

4 補助対象経費

経費区分	内容
1 直接経費	④人件費 実用化開発等に直接従事する者の人件費
	⑤材料費等 実用化開発等に必要な材料、副資材、消耗品等の購入に要する経費
	⑥外注費 実用化開発等に必要な加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア製作等を外注する場合に要する経費
	⑦委託費 ※ 民間企業、大学、公設試験場等へ実用化開発等の一部を委託する場合（試験・評価、知的財産権先行調査・弁理士費用（特許印紙代等を除く）、市場調査等実用化開発等に必要な調査等の委託を含む。）に要する経費
	⑧その他の諸経費 実用化開発等に必要な謝金、旅費、事務経費(通信・運搬費、印刷製本費、使用料・賃借料、光熱水費、補助員費、展示会出展・市場調査費等に必要な経費を含む。)
2 間接経費	1 直接経費の5パーセント以下

※ 1 上記の経費については、原則、福島県浜通り地域において実施される場合に限る。

※ 2 ⑦の経費については、1 直接経費の30パーセント以下であることが必要。

※ 3 使用実績の把握が困難な材料等は、補助対象経費とはならない。

※ 4 研究開発・実証の根幹となる取組の大半を外注、委託することは認められない。

4 補助対象経費

経費区分		主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
1 直接経費	①施設工事費	実用化開発等を行うために不可欠で必要最低限な施設の整備、改修に要する経費、既存設備の移設に必要な経費
	②機械設備費	実用化開発等に必要な機械装置の購入、試作、改良、据付け、借用、修繕等の経費
	③調査設計費	①、②のに係る調査費及び設計費

● 施設工事費

- ✓ 実用化開発等を行うために不可欠で必要最低限の施設に限られます。
- ✓ 土地の取得費や造成費は対象外です。
- ✓ 撤去費、外構工事費及び施設本体に直接関係のない工事費は対象外です。
- ✓ 新規に導入する設備と合わせて使用する必要がある設備の移設に係る経費は対象（新たに導入するより経済的な場合に限る）です。

4 補助対象経費

経費区分		主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
1 直接経費	⑥外注費	加工等試作、試験・実験、分析、ソフトウェア制作等を外注する経費
	⑦委託費	民間企業、大学、公設試験場等への実用化開発等の一部を委託する経費

※⑦の経費については、1直接経費の30パーセント以下であることが必要。

● 外注費

- ✓ 研究開発要素が含まれていないもの（仕様書や設計書どおりに製作等を行う場合など）です。

● 委託費

- **直接経費の30%以下とします。**
- ✓ 研究開発要素が含まれているもの（仕様書や設計書等を基に自らの判断で開発する場合など。委託契約書の作成が必須）です。

4 補助対象経費

経費区分	主な内容（実用化開発等に必要なものに限る）
2 間接経費	1 直接経費の5%以内

● 間接経費

➤ 直接経費の5%まで認められます。

- ✓ 実用化開発等に取り組む上で実証や研究に必要な環境改善や機能向上等に関する経費。
- ✓ 事業者の裁量で執行できます。経費の内訳がわかる一覧表を提出してください。
- ✓ 例) PCや机の購入、光熱水費、通信運搬費など



ポイント⑬

- 浜通り地域に生産工場を立地したいが、補助対象として認められるか？
 - 認められません。
 - 本格操業のための生産等の施設や設備は、県等が実施する立地補助金等の制度を活用してください。



ポイント⑯

- 特許の取得のための審査請求料や特許料の経費は、対象として認められるか？

➤ 認められません。

（知的財産権先行調査、弁理士費用（特許印紙代等を除く）は対象となります。）

➤ 特許料等には減免制度がありますので、詳しくは、福島イノベーション・コスト構想推進機構へご相談ください。

● 有償実証の考え方

- 補助事業期間中に有償実証（想定顧客等からのフィードバックを技術開発に反映するために製品やサービスの試作品を有償で提供するもの）を行うことは可能ですが、以下の項目に対応するとともに、その売上高相当分に補助率を乗じた額を補助金相当額から控除する必要があります。有償実証の結果、売上高が交付提案書に記載した計画値に満たない場合においても、補助金の増額は認められませんのでご留意ください。
 - 交付提案書への活動計画の記述（有償実証の内容、時期、実用化・事業化に向けた必要性、売上高の見込み等を記載する）
 - 月次での事務局への活動状況報告（提供先・価格等の報告含む）
 - 有償実証の実施結果のまとめと実績報告書への記述（経費内訳の作成時は、補助金相当額から交付提案時に控除した額（売上高の計画値に補助率を乗じた額）を減じることで補助金申請額を算出します。なお、有償実証による売上高の実績額は実績報告書に記載してください）
- また、有償実証するために要する経費は補助対象としますが、交付提案書に記載した有償実証で得られる売上高の計画値の範囲内としてください。
- 年度途中に有償実証の計画が新たに、もしくは変更が生じた事業者は、変更承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を得る必要があります。

上記「有償実証の考え方」については、令和7年度からの適用に向けて検討中です。
変更等が生じる場合がありますので事務局からの指示に従ってください。

● 有償実証の考え方

※補助率1/2の場合

認められる場合①：有償実証に要する経費と売上高が同額

例：有償実証に要する経費80=売上高80 の場合

支出		収入		
経費全体額(A) 1,200	補助対象経費(B) 1,200 うち、 有償実証に要する経費 80	補助金相当額(C) 1,200*1/2= 600	補助金申請額 600-(80*1/2)= 560 ※補助金相当額(C)から売上 高相当分に補助率を乗じた額 を控除 売上高控除 80*1/2=40	補助金申請額 560
自己資金等 600	自己資金等 600	自己資金等 600	売上高 80	自己資金等 560

認められる場合②：有償実証に要する経費が売上高を下回る

例：有償実証に要する経費30<売上高80 の場合

支出		収入		
経費全体額(A) 1,200	補助対象経費(B) 1,200 うち、 有償実証に要する経費 30	補助金相当額(C) 1,200*1/2= 600	補助金申請額 600-(80*1/2)= 560 ※補助金相当額(C)から売上 高相当分に補助率を乗じた額 を控除 売上高控除 80*1/2=40	補助金申請額 560
自己資金等 600	自己資金等 600	自己資金等 600	売上高 80	自己資金等 560

● 有償実証の考え方

※補助率1/2の場合

認められない場合：有償実証に要する経費が売上高を上回る

例：有償実証に要する経費200> 売上高80 の場合

支出		収入		
経費全体額(A) 1,200	補助対象経費(B) 1,080 うち、 有償実証に要する経費 80	補助金相当額(C) $1,080 \times 1/2 = 540$	補助金申請額 $540 - (80 \times 1/2) = 500$ ※補助金相当額(C)から売上 高相当分に補助率を乗じた額 を控除 売上高控除 $80 \times 1/2 = 40$	補助金申請額 500
		自己資金等 540	自己資金等 540	売上高 80
				自己資金等 500
補助事業計画の範囲外の有償実証に要する経費 120		追加の自己負担 120		

※有償実証は、補助事業計画の中でのみ実施可能です。

自己資金を投入するからといって計画外での実証が認められるものではありません。

5 評価項目

- “浜通りの産業復興”に寄与する実用化・事業化に向けた取り組みであることを前提に、以下の観点から評価を行います。
 - 3年以内(補助事業計画終了後)に実用化・事業化が実現できる計画であることが重要です。
 - **基礎評価**では、提案内容を実現していくために必要となる戦略、経営資源が整っているか否かを客観的な情報を基に評価します。
 - **総合評価**では、提案された研究開発・実証が実用化・事業化される可能性や、実用化・事業化後の福島県浜通り地域の産業復興に対する効果について評価します。

5 評価項目 【加点評価】

- 実用化・事業化に向けては、必要な体制のもと、マーケットニーズを確認しながら研究開発を推進することが重要であることから、マーケットアドバイザーを設置する開発テーマに関しては加点を行います。
 - ✓ マーケットアドバイザーとは、本事業で実用化する製品やサービスの想定顧客となる企業等のことを指し、研究開発やその成果の事業化に関する助言等を行うもの。
 - ✓ 設置する場合は、交付提案書へ記載してください。
- 避難指示解除区域(避難指示区域を含む)及び日緊急時避難準備区域等を実用化開発等の拠点とする場合は加点を行います。
- 設立10年未満の中小企業に該当する場合は加点を行います。
- 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて宣言をしている場合は加点を行います。

5 評価項目 【減点評価】

- 交付提案時において、**交付提案書や添付資料に不備不足があった場合は減点を行います。**
- 前年度採択者において、再三の指導にもかかわらず**事務処理上の不備不足が著しかった場合や、実施計画が計画通り遂行されなかつた場合は減点を行います。** ※継続提案のみ

6 今後について

● 公募時期

【継続】 2月6日(木)～2月28日(金)

【新規】 2月6日(木)～3月24日(月)

《要注意》

- ✓ 継続提案の場合は2月14日(金)までに、交付提案書・支出明細書・研究開発体制図の仮案を提出することで、事務局による事前確認受けることができます。
- ✓ 【新規】の交付提案書を提出する前提として、3月14日(金)までに「提案希望届」を提出することが必要です。
- ✓ 交付提案書提出の前に管理業務委託団体（デロイト トーマツ コンサルティング合同会社）に内容の確認やアドバイスを受けてください。
- ✓ 申請書の記載漏れ等の不備が多数ある場合には低評価と判断されることがある他、審査しない場合があります。

6 今後について

● 提出方法

- 継続・新規の提案すべてを、国の補助金電子申請システム「jGrants」にて受け付けています。
- jGrantsを利用する際に【GビズIDプライム】が必要です。当アカウントは、取得申請後、発行まで2～3週間程度かかります。
(参照) <https://gbiz-id.go.jp/top/>
- GビズIDプライムをお持ちでない場合は、早めに取得いただきますようお願いいたします。
- 既にGビズIDプライムをお持ちの方であれば、GビズIDメンバーアカウントを作成することで本補助金を申請することができます。



6 今後について

● 提出資料

No	資料名
1	交付提案書 ※新様式を使用すること ※財務分析の根拠資料としてエクセルファイルを提出すること
2	提案企業、連携先等の事業紹介パンフレット等
3	直近2期分の決算報告書
4	法人定款写し
5	登記事項証明書
6	県税の未納がないことの証明書
7	所得金額を証明する書類（納税証明書（その2））直近過去3年分
8	経費内訳（様式A）
9	研究開発体制図（様式B）
10	役員一覧（様式C）

6 今後について

● 提出資料

No	資料名	
11	立地予定位置	【施設工事費を計上する場合のみ】
12	施設等の平面図	【施設工事費を計上する場合のみ】
13	施設等の機械設備配置がわかる図面等	【施設工事費を計上する場合のみ】
14	全体計画の工程表	【施設工事費を計上する場合のみ】
15	委託先の概要、委託内容が分かる資料	【委託費を計上する場合のみ】
16	過年度様式第7号（実績報告書）	【継続事業者のみ】
17	過年度様式第7-1号（収支決算）	【継続事業者のみ】
18	自治体との連携協定書等の写し	【自治体連携推進枠で提案する場合のみ】

6 今後について

● 審査会

➤ 繼続提案

- ✓ 提出資料をもとに書面審査を実施。
- ✓ 質問票により回答を求める場合があります。

➤ 新規提案

- ✓ 4月中旬頃から面接審査(ヒアリング形式)で実施。
- ✓ 感染症拡大防止の観点から、オンラインでの実施を想定しています。

6 今後について

● 採択内示

- ✓ 【継続】4月上旬、【新規】5月下旬を目途となる見込みです。
- ✓ 提案件数等に応じて内示スケジュールは変更となる可能性があります。

● 事業実施期間

- 交付決定日～令和8年2月末日
- ✓ 採択内示の後、改めて正式に申請書を提出いただき、申請内容を精査の上、交付決定となります。

➤ 補助対象経費の要件

- ✓ 原則、交付決定前に発注等したものは**補助対象外**となります。ただし、補助金交付申請日以降は**指令前着手申請が承認されれば、交付決定前であっても事業開始が可能**です。なお、指令前着手が承認されたとしても交付決定が約束されるものではなく、審査により補助金の対象外となる経費（自己負担）が生じる可能性があります。
- ✓ 事業期間終了後に支払ったものは**補助対象外**です。ただし、人件費等、事業期間内に発生した経費の内、経理処理上、期間中の支払いが困難なもので事前に事務局の承認を得たものは除きます。

6 今後について

● 管理業務委託先

- デロイト トーマツ コンサルティング合同会社
 - ✓ 提案に関し、交付提案書の作成等、アドバイスを行います。書類の不備や記載漏れ等を防ぐため、必ず事前にご相談ください。
 - ✓ 審査会や交付申請に向けた手続き、事業計画の進捗管理など、総合的に支援します。
 - ✓ 4月以降、委託先が変わる場合があります。



ポイント⑯

● 概算払いは可能か？

- 必要性が認められれば、1回限り、事業経費の支払いが完了した部分についてのみ、交付決定額の1/2を上限として可能です。
 - ✓ 概算払請求の際は、支払額の証拠書類の提示や資金計画（キャッシュフロー）のわかる書類の提出が必要です。

7 留意事項

● 本事業の実施について

- 本資料の内容は募集要領等の抜粋版のため、詳しくは募集要領等を参照ください。
- 不明な点について
 - ✓ デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、又は、福島県産業振興課までご相談ください。

7 留意事項

● 本事業の実施について

- 実施市町村へ事前に相談を行い、理解と協力を得ることをお勧めします。
- ✓ 本事業は、地域経済における重要度や地元への波及効果、産業集積効果を重視しており、研究開発を行う市町村の理解と協力が重要となります。
- ✓ 研究開発の実証等には、市町村の協力が不可欠となる案件が多く存在します。事前に相談し、理解を得ておくことで実証等の協力体制が構築できます。

7 留意事項

● 本事業の実施について

➤ 対象経費の適切な積み上げと事務処理を行う十分な体制の構築をお願いします。

- ✓ 募集要領のほか、事務処理マニュアルをご参照の上、実施してください。
- ✓ 毎月の経理等の事務処理が滞ることのないよう管理業務の計画も予めご検討ください。
- ✓ 補助事業として不適切な経費申請等がある場合は、交付決定額の減額や交付決定の取消となることがあります。

7 留意事項

● 本事業の実施について

➤ 補助事業期間内の成果創出に向けて、
開発計画と予算の精査をお願いします。

- ✓ 提案段階から事業費を精査し、必要に応じて参考見積書を取得するなど、無駄を省き精度の高い見積もりをお願いします。
- ✓ 実用化開発の内容を鑑み、早期の事業着手を必要とする場合には、審査結果の内示後、速やかに指令前着手申請書と交付申請書を提出いただ
くことを推奨します。

7 留意事項

● 本事業の実施について

- 連携提案のパートナーをお探しの場合、
公益社団法人福島相双復興推進機構^注経由で候
補先を紹介させて頂くことも可能です。

【連絡先】 公益社団法人 福島相双復興推進機構

産業創出グループ 産業集積課

TEL : 024-502-1115 E-mail : kanmin_seizou@fsr.or.jp

※参考 「ロボット関連企業ガイドブック」 <https://www.fsr.jp/robot/>

「企業立地応援ガイド」 <https://www.fsr.jp/supportnavi/>

注) 福島原子力発電所事故に伴い避難指示等の対象地域となった福島県内 12 市町村において、当
時事業を営まれていた事業者の事業・生業・生活の再建等を支援するチーム。

7 留意事項

● 本事業の実施について

- 特許料等の減免制度の相談をしたい場合、
公益財団法人福島イノベーション・コスト
構想推進機構注へご相談ください。

【連絡先】

担当：公益財団法人福島イノベーション・コスト
構想推進機構 産業連携支援課
TEL : 024-581-6890
E-mail : sangyo-renkei@fipo.or.jp

注）福島イノベーション・コスト構想の具体化に向け、関連プロジェクトの創出や関係主体間の連携促進を図る組織。

7 留意事項

● 本事業の実施について

- 技術・事業の内容に関する相談がある場合は、以下の窓口にご相談ください。

団体名	相談内容
福島県ハイテクプラザ产学連携科 TEL : 024-959-1741 Email : hightech-soudan@pref.fukushima.lg.jp	工業振興のために様々な技術支援 (技術開発、技術相談、依頼試験、設備開放等)
(公財) 福島県産業振興センター 技術支援部 技術振興課 (テクノ・コム) TEL:024-959-1951 E-mail:f-tech@f-open.or.jp	新商品の開発・販路開拓支援

7 留意事項

● 本事業の実施について

- 技術・事業の内容に関する相談がある場合は、以下の窓口にご相談ください。

団体名	相談内容
(公財) 郡山地域テクノポリス推進機構 TEL:024-947-4400 E-mail:techno@nm.net6.or.jp	「新分野挑戦」「人材育成」「技術相談」「取引拡大」など、ものづくり企業向けの各種支援

7 留意事項

● 本事業の実施について

- 施設の利用に関する相談がある場合は、以下の窓口にご相談ください。

団体名	相談内容
福島ロボットテストフィールド（（公財）福島イノベーション・コスト構想推進機構） TEL : 0244-26-3431 E-mail : robot1@fipo.or.jp	ロボットの性能評価や操縦訓練等を行うことができる実証拠点（無人航空機エリア、水中・水上ロボットエリア、インフラ点検・災害対応エリア、開発基盤エリア）
ふくしま医療機器開発支援センター （（一財）ふくしま医療機器産業推進機構） TEL 024-954-3504 FAX 024-954-4033	医療機器開発における新商品の開発・販路開拓支援

8 昨年度からの変更点

項目	内容	頁
自治体との連携協定書等の提出期限	<ul style="list-style-type: none"> 交付提案書提出締切日までに締結済の連携協定書等の写しを提出できない場合は、自治体連携推進枠で申請することはできません。 	21
有償実証	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業期間中に有償実証（想定顧客等からのフィードバックを技術開発に反映するために製品やサービスの試作品を有償で提供するもの）を行うことを認めます。 売上高相当分に補助率を乗じた額を補助金相当額から控除する必要があります。 有償実証の結果、売上高が交付提案書に記載した計画値に満たない場合においても、補助対象経費の増額は認められません。 有償実証するためには、要する経費は補助対象としますが、交付提案書に記載した有償実証で得られる売上高の計画値の範囲内としてください。 <p>※本改正にあたり、支出明細書上の「補助金申請額」の取り扱いが変更となっておりますので、特に継続事業者は留意してください。</p> <p>※上記「有償実証の考え方」については、令和7年度からの適用に向けて検討中です。変更等が生じる場合がありますので事務局からの指示に従ってください。</p>	33 34 35

8 昨年度からの変更点

項目	内容	頁
減点評価	<ul style="list-style-type: none">交付提案時において、交付提案書や添付資料に不備不足があった場合は減点を行います。前年度採択者において、再三の指導にもかかわらず事務処理上の不備不足が著しかった場合や、実施計画が計画通り遂行されなかつた場合は減点を行います。※継続提案のみ	38

ご清聴ありがとうございました。

ご連絡先 デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

E-mail: dtc_f_jitsuyoka@tohmatsu.co.jp

福島県 商工労働部 産業振興課

TEL:024-521-7283

E-mail: business@pref.fukushima.lg.jp